令和7年 10 月 15 日

第1回 世田谷アーティストバンク登録希望者募集要項

1 世田谷アーティストバンクとは

世田谷区では、区にゆかりがあり、区内で活動するアーティストの皆さんを応援するために「世田谷アーティストバンク」を立ち上げました。

この取組みは、アーティストがより多くの人と出会い、表現の場を広げることを目的としています。応募いただいた方について専門家等による審査を行い、「世田谷アーティストバンク」に登録します。

登録後は、区立施設などの活動場所や、区内でのイベント出演の機会を提供します。

また、公式サイト等で、アーティスト情報を発信し、皆さんの活動を広く知っていただけるようサポートします。

令和7年度は、音楽演奏部門においての登録希望者を募集します。

2 世田谷アーティストバンクへの登録について

(1)登録アーティスト

世田谷アーティストバンク事務局(以下、「事務局」という。)が実施する専門家による審査に合格したアーティストに対し、ライセンスを交付します。

また、世田谷アーティストバンクの公式サイトにプロフィールを掲載します。

(2)活動内容について

① 活動場所での演奏 (区立施設・区立公園等)

指定した活動場所で、演奏等の音楽活動をすることができます。一般の路上や駅前の敷地等、活動場所以外での活動はできません。

② 区内イベントでの演奏

区内のイベントへの出演を依頼することがあります。ただし、出演希望者が複数いた場合は、選定を行います。選定方法については事務局が決定します。

(3)活動に当たっての条件

① 活動場所について

ⅰ. 活動場所には、スタッフに当たる人員はいません。音楽演奏に必要な機材の搬入、搬出等はご自身の負担となります。

ⅱ. 活動に際しては、各活動場所の使用条件や現地施設管理者の指示に従ってください。

ⅲ. 観覧者の厚意による投げ銭の受け取りや音響機材の使用の可否については、活動場所ごとのルールに従ってください。

② 禁止事項について

ⅰ. DVD、CD 等の作品及びチケット等のいわゆる物販行為、及びその他勧誘行為はできません。

ⅱ. 公序良俗に反するもの、宗教的又は政治的な宣伝や主張を目的とした音楽演奏はできません。

③ グループでの活動について

グループの場合、登録したメンバーの活動が可能です。また、活動は原則としてメンバー全員で行っていただきます。

(4)審査について

音楽などの専門家が次の観点で審査を行います

・アーティスト活動における技量が高いこと。
・公共空間におけるパフォーマンスで人を引き付ける魅力があること。
・幅広い年代の人が楽しめること。
・プログラムにおける創意工夫があること。
・活動場所やイベント会場の近隣住民等から受け入れられるものであること。
・日常活動において、誹謗中傷を行わない等、活動に対する適格性があること。

(5)登録期間について

登録期間は、登録年度から2年間です。

登録期間終了後、更新を希望する場合は、その旨を所定の様式で事務局に申し出る必要があります。また、更新は最大4回までとします。

3 応募資格

(1)次の各号のいずれかに該当する個人又はグループとします。

① 個人又はグループの構成員のうち、1人以上が区内在住・在勤・在学者、若しくは区内での活動実績があること。
② 区が実施する事業や後援等を行う事業との関わりのある個人又はグループであること。

(2)次の各号に該当する場合は、募集対象外とする。

① 令和8年4月1日時点で18歳未満の者(ただし、保護者の同意があるものを除く)
② 政治又は宗教的目的を持って活動しようとする者
③ 公序良俗に反する者、又は青少年の健全な育成を阻害する恐れのある者
④ 暴力団及びこれに準ずる団体が関わっていると認められる者
⑤ 区及び当アーティストバンクの品位を傷つける恐れのある者
⑥ その他、区がアーティストバンクに登録することが不適当と判断する者

4 スケジュール

(1)応募開始

令和7年11月20日(木)

(2)応募締切

令和7年12月26日(金)

郵送の場合は締切必着、メール申請の場合は午後11時59分まで

(3)一次審査:書類及び動画による審査

令和8年1月下旬予定

(4)一次審査結果通知

令和8年2月上旬頃に申請者へ郵送で通知

(5)二次審査:一次審査通過者を対象に実演審査

令和8年3月7日(土)・8日(日) ※審査日時は事務局で決定いたします

(6)二次審査結果通知

令和8年3月上旬頃に申請者へ郵送で通知

(7)活動説明会

二次審査合格者向けに令和8年3月下旬に実施予定 ※日時は対象者に別途通知します

(8)登録・ライセンス交付

令和8年4月1日付

5 応募方法

以下【必要書類等】A～Cを、郵送またはメール送付でご提出ください。

A 応募用紙 ※令和7年 11 月中旬提供開始
ホームページ（https://www.setagaya-ab.jp）からダウンロードしたもの、もしくは募集案内チラシの裏面に印刷されたものに必要事項を記入。
※令和8年4月1日時点で18歳未満の者が応募する場合は、保護者の同意書が必要です。
同意書の書式については下記「7 問合せ先」までお尋ねください。

B 写真（顔がはっきりと確認できる写真。グループの場合は全員分、もしくは全員が写っているもの）

C 5～10 分程度の演奏を撮影した動画 ※Bの本人が実際に生の演奏をしている様子がよく分かる動画で、過去 1 年以内に撮影したものを YouTube にアップロードしたもの

（1）郵送の場合

A～Bを同封の上、下記の応募先までご郵送ください。
Aは紙にプリントアウト、もしくは募集案内チラシの裏面に記入したもの、Bは応募用紙と同封し、Cを YouTube にアップロード後、「限定公開」に設定の上、URL を応募用紙に記入してください。
【郵送先】〒154-0004 東京都世田谷区太子堂 4-1-1 キャロットタワー5階
公益財団法人せたがや文化財団内 世田谷アーティストバンク事務局

（2）メール送付の場合

A～Cを下記の応募メールアドレス宛にご送付ください。

Aは Word または PDF 形式で添付、Bは画像データを添付、CはYouTube にアップロード後「限定公開」に設定の上、URLを応募用紙に記入してください。

【送信先アドレス】 setagaya-ab@setagaya-ac.net

※郵送・メールともに受付後に事務局より確認メールを送付します。届かない場合はお問合せください。

6 その他注意事項

（1）応募書類は一切返却いたしません。
（2）応募書類等の内容に変更があった場合は、速やかに事務局にご連絡ください。なお、締切後は変更できませんのでご了承ください。
（3）応募用紙には連絡のつきやすい日常的に使用している電話番号・E-mail アドレスを記入してください。
（4）審査の内容、合否理由等はお答えしかねますのでご了承の上ご応募ください。
（5）応募に係る手続きについては、日本語で行います。

7 問合せ先

世田谷アーティストバンク事務局
E-Mail setagaya-ab@setagaya-ac.net
TEL 03-5432-1518 平日 10 時～18 時（12 時～13 時を除く）

8 個人情報の取扱方針

（1）事務局を運営する（公財）せたがや文化財団は、平成 17 年 4 月 1 日の個人情報保護に関する法律の施行に伴い、従来の規程をより厳格に見直し、本応募における個人情報を取り扱う際には、適正な収集・利用・管理を行うように努めております。詳しくは下記プライバシーポリシーをご確認ください。
https://www.setagaya-bunka.jp/about/privacy.html
（2）事務局は、本応募にあたり提供いただいた個人情報を、今回の審査に関する資料の送付、連絡、その他世田谷アーティストバンク事業に必要な目的以外での利用及び第三者への提供はいたしません。